

個人の市民税・都民税住宅借入金等特別税額控除

(住宅ローン控除) について

住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）の概要

所得税において住宅ローン控除を受けているかたで、本来控除される額よりも所得税の税額が小さく、控除しきれない額がある場合は、翌年度の住民税（市民税・都民税）から控除することができます。

住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）の適用を受けるには

お勤め先の年末調整で住宅ローン控除を申告していないかたや、初めて住宅ローン控除を受けるかたは、税務署にて所得税の確定申告を行い、住宅ローン控除の適用を受ける必要があります。

※ 確定申告は必ず申告期限内（期限後においては、市民税・都民税の納税通知書が送達されるときまでに提出されたものを含む）に行ってください。平成30年度分までの申告については、期限までに申告されなかった場合、地方税法附則第5条の4の2の規定により、市民税・都民税の住宅ローン控除を受けることができません。

また、源泉徴収票や確定申告書に次の項目が記入されていないと、市民税・都民税の住宅ローン控除が反映されない場合がありますので、十分御確認ください。

1. お勤めの会社で年末調整をしたかた

源泉徴収票の住宅借入金等特別税額控除額の内訳欄に「住宅借入金等特別税額控除可能額」「居住開始年月日」、住宅借入金等特別税額控除区分「住（特）」（増・認も同様）の記載が必要です。

2. 所得税の確定申告をしたかた

確定申告書の第1表の「住宅借入金等特別税額控除」に控除額と第2表の「特例適用条文等」欄に居住年月日と取得区分の記載が必要です。